

第113期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当行の新株予約権等に関する事項

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

株式会社 中京銀行

事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」および連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <https://www.chukyo-bank.co.jp/ir/meeting/>）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2013年7月31日 ③ 新株予約権の数 123個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注) 当行普通株式 12,300株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2013年8月1日から2043年7月31日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	4名
	① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2014年7月30日 ③ 新株予約権の数 136個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注) 当行普通株式 13,600株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2014年7月31日から2044年7月30日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	5名
	① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2015年7月30日 ③ 新株予約権の数 136個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注) 当行普通株式 13,600株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2015年7月31日から2045年7月30日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
	① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2016年7月27日 ③ 新株予約権の数 142個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注） 当行普通株式 14,200株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2016年7月28日から2046年7月27日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	7名
取締役 (社外取締役を除く)	① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第5回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2017年7月26日 ③ 新株予約権の数 180個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 18,000株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2017年7月27日から2047年7月26日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	7名
	① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第6回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2018年8月1日 ③ 新株予約権の数 194個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 19,400株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2018年8月2日から2048年8月1日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	7名
監査役	—	—

（注）2016年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人数
使 用 人 (執行役員)	① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第6回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2018年8月1日 ③ 新株予約権の数 134個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 13,400株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2018年8月2日から2048年8月1日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たると場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	10名
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人	—	—

第113期 (2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	31,844	23,184	23,184	2,988	122	11,000	12,040	26,151	△205	80,975
当期変動額										
剰余金の配当				173			△1,040	△867		△867
当期純利益							3,474	3,474		3,474
固定資産圧縮積立金の取崩					△5		5	－		－
自己株式の取得									△7	△7
自己株式の処分							△23	△23	73	50
土地再評価差額金の取崩							24	24		24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	173	△5	－	2,440	2,608	65	2,673
当期末残高	31,844	23,184	23,184	3,162	117	11,000	14,480	28,759	△139	83,649

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	18,705	△318	5,391	23,779	220	104,975
当期変動額						
剰余金の配当						△867
当期純利益						3,474
固定資産圧縮積立金の取崩						－
自己株式の取得						△7
自己株式の処分						50
土地再評価差額金の取崩						24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,486	△5	△24	1,457	21	1,479
当期変動額合計	1,486	△5	△24	1,457	21	4,153
当期末残高	20,191	△323	5,367	25,236	242	109,128

個別注記表

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式および関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（8年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費および株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,117百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は682百万円、延滞債権額は18,685百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は27百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,763百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は24,158百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,526百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は200百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	36,477百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,476百万円
借入金	35,116百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保あるいは先物取引証拠金などの代用として、現金7,479百万円および有価証券19,266百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金371百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は272,606百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが257,251百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。	
11. 有形固定資産の減価償却累計額 16,549百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,220百万円
13. 社債5,000百万円は、劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は18,705百万円であり
ます。
15. 関係会社に対する金銭債権総額 3,729百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額 7,878百万円
17. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金または利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、173百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	241百万円
役務取引等に係る収益総額	147百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	28百万円
その他の取引に係る収益総額	89百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	390百万円
役務取引等に係る費用総額	146百万円
その他の取引に係る費用総額	1,084百万円

2. 関連当事者との取引

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 中京カード	名古屋市 東区代官町 20番5号	60	クレジット カード業務 信用保証 業務	所有 直接100%	役員の兼任 各種ローンの 債務保証	被債務保証 (注)	154,181	—	—

（注）株式会社中京カードより各種ローンの保証を受けております。

なお、取引条件はローンの商品毎にローン利用者の信用リスク等を勘案して決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	71	3	25	48	(注)
合 計	71	3	25	48	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、自己株式の株式数の減少25千株はストック・オプション権利行使分(25千株)および単元未満株式の買増し請求(0千株)によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式(2019年3月31日現在)

該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式および関連法人等株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,006
関連法人等株式	111
合 計	1,117

2. その他有価証券（2019年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	36,339	15,904	20,435
	債券	299,920	295,610	4,310
	国債	149,737	147,182	2,554
	地方債	57,355	56,549	805
	社債	92,827	91,877	949
	その他	78,802	72,125	6,676
	小計	415,062	383,640	31,421
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,284	1,405	△121
	債券	17,922	18,054	△132
	国債	10,289	10,413	△124
	地方債	1,427	1,427	－
	社債	6,206	6,214	△7
	その他	75,638	78,616	△2,977
	小計	94,845	98,076	△3,231
合 計		509,907	481,717	28,190

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式（※1、※2）	3,725
組合出資金（※3）	158
合 計	3,883

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（※2）当事業年度において、非上場株式について、1百万円償却処理を行っております。

（※3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,589	1,054	135
債券	5,848	184	－
国債	5,178	182	－
地方債	－	－	－
社債	670	2	－
その他	42,285	2,208	2,276
合 計	50,723	3,447	2,412

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のもの、および信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）に起因して時価が著しく下落したもののについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,809百万円
有価証券減損額	1,207
退職給付引当金	495
減価償却費の償却限度超過額	513
減損損失	819
賞与引当金	190
その他	884
繰延税金資産小計	5,919
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,995
評価性引当額小計	△3,995
繰延税金資産合計	1,924
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,999
固定資産圧縮積立金	△51
その他	△7
繰延税金負債合計	△8,058
繰延税金負債の純額	△6,133百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 5,018円42銭

1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

1株当たりの当期純利益金額 160円19銭

1株当たりの当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 159円32銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

第113期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計	その他の 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計
当期首残高	31,844	23,994	29,751	△205	85,385	18,728	△318	5,391	△304	23,497
当期変動額										
剰余金の配当			△867		△867					
親会社株主に帰属する当期純利益			3,481		3,481					
自己株式の取得				△7	△7					
自己株式の処分			△23	73	50					
土地再評価差額金の取崩			24		24					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						1,482	△5	△24	56	1,509
当期変動額合計	－	－	2,614	65	2,680	1,482	△5	△24	56	1,509
当期末残高	31,844	23,994	32,366	△139	88,066	20,211	△323	5,367	△248	25,007

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	220	109,103
当期変動額		
剰余金の配当		△867
親会社株主に帰属する当期純利益		3,481
自己株式の取得		△7
自己株式の処分		50
土地再評価差額金の取崩		24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21	1,531
当期変動額合計	21	4,212
当期末残高	242	113,316

連結注記表

※子会社、子法人等および関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項および銀行法施行令第4条の2に基づいております。

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社および子法人等 2 社
会社名

株式会社中京カード

中京ファイナンス株式会社

中京ビジネスサービス株式会社、キョウサービス株式会社は、2018年4月1日付で当行連結子会社である中京ファイナンス株式会社を存続会社として吸収合併されたため、連結範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等 1 社
会社名

中京総合リース株式会社

3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2 社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社および子法人等の有形固定資産については、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行ならびに連結される子会社および子法人等で定める利用可能期間（8年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社および子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

6. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社および子法人等は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

9. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

11. 消費税等の会計処理

当行ならびに連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額（連結子会社および連結子法人等の株式を除く） 1,556百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は685百万円、延滞債権額は18,806百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は27百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,831百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は24,350百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,526百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は200百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 36,477百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,476百万円

借入金 35,116百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保あるいは先物取引証拠金などの代用として、現金7,479百万円および有価証券19,266百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金371百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は284,595百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが257,251百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行ならびに連結される子会社および子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行ならびに連結される子会社および子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 16,703百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,220百万円
13. 社債5,000百万円は、劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は18,705百万円であります。

（連結損益計算書関係）

「その他経常費用」には、株式等償却1百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	21,745	—	—	21,745	
合 計	21,745	—	—	21,745	
自己株式					
普通株式	71	3	25	48	(注)
合 計	71	3	25	48	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、自己株式の株式数の減少25千株は、ストック・オプション権利行使分(25千株)および単元未満株式の買い増し請求(0千株)によるものであります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度 期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			242	
	合 計		—			242	

3. 配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年6月22日 定 時 株 主 総 会	普通株式	433百万円	20円00銭	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月12日 取 締 役 会	普通株式	433百万円	20円00銭	2018年9月30日	2018年12月10日
合 計		867百万円			

2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 433百万円
- ② 1株当たり配当額 20円
- ③ 基準日 2019年3月31日
- ④ 効力発生日 2019年6月24日

なお、配当原資は利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出金業務、および有価証券投資業務などの銀行業務を中核とした金融サービス事業を行っております。このため主として金利変動リスクを伴う金融資産および金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、市場リスク管理とともに、資産および負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

また、当行の連結子会社には、クレジットカード業務を行っている子会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先および個人に対する貸出金であり、信用リスクに晒されております。貸出金は、債務者の財務状況悪化等により契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、すべてその他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

当行グループは、預金業務の他に資金調達のため社債を発行しておりますが、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合には、社債の支払期日にリファイナンスができなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である預金、貸出金および債券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。このヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の与信業務の規範として制定したクレジットポリシーおよび信用リスクに関する諸規則に従い、貸出金等の与信について、個別案件ごとの与信審査、与信の決裁権限、ポートフォリオ管理、信用情報管理、信用格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの個別の与信管理は、各営業店のほか、融資統括部により行っており、与信上限管理を含むポートフォリオ管理はリスク統括部が行っております。また、定期的に常務会や取締役会を開催し、管理の方法や管理状況について協議しております。

さらに、与信管理の状況については内部監査部がチェックを行っております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において信用情報等を定期的に把握しております。

② 市場リスクの管理

当行は、金利リスクを含む市場リスク全体について、取締役会で半期毎に決定するリスク限度額の範囲内で運営するよう管理しております。

市場リスク量はバリュー・アット・リスク（VaR）を用いて日次で算出し、月次で開催する総合リスク管理委員会では、市場リスク限度額に対するリスク量をモニタリングし必要に応じてリスク抑制策等の協議を行っております。また、その内容を常務会、取締役会へも報告しております。

(i) 金利リスクの管理

3ヵ月ごとに開催するALM委員会にて、資産、負債の状況を総合的に把握し内在する金利リスクへの対応を協議しており、その内容を常務会、取締役会に報告しております。また月次で開催する総合リスク管理委員会では、市場リスク限度額に対するリスク量の状況に加え、銀行勘定の金利リスク量を算出し、その自己資本額に対する割合（重要性テスト）等を把握し、金利リスク量をモニタリングしております。モニタリングの結果や市場環境等の変化を踏まえ、必要に応じて金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

銀行全体の為替ポジションを資金部で一元的に把握し、直物為替取引、先物為替取引によりフルヘッジする方針でポジションをコントロールしております。またリスク統括部では、ヘッジ後の為替ポジションを踏まえた市場リスク量を日次で把握しモニタリングしています。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券投資については、半期毎の有価証券投資計画に基づき、投資運用規則に従い行っております。半期毎に策定する市場リスク管理基本方針の中で市場リスク限度額やリスクカテゴリー別保有限度額などを設定するとともに、一定の下落率に対してアラームポイントを設定するなど、価格変動リスクのコントロールを行っております。

株式の多くはお取引先企業の発行であり、総合的な取引推進を目的に保有しております。定期的に当該企業との取引状況や当該企業の財務内容を把握し、株式保有方針の見直しをしております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引は前記のとおり主にヘッジ目的で利用しており、リスク統括部でデリバティブ取引を含めた市場リスク量を把握しモニタリングしております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

「貸出金」、「有価証券」、「社債」、「預金」、「デリバティブ取引」等の市場リスク量 (VaR) 算定にあたっては、ヒストリカルシミュレーション法(保有期間125日間、信頼区間99%、観測期間1,250営業日)を採用しています。

2019年3月31日(当期の連結決算日)現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で13,166百万円です。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルの妥当性について6ヵ月ごとに検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当行は、半期ごとに策定する流動性リスク管理基本方針にて運用・調達を考慮した資金計画を策定し、日次で資金繰り等をモニタリングするとともに、旬次で開催する資金繰り検討会議、および月次で開催する総合リスク管理委員会等を通じて、市場環境、および運用・調達のバランス等を踏まえた対応策等を協議しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	87,355	87,355	－
(2) 有価証券 その他有価証券	509,910	509,910	－
(3) 貸出金 貸倒引当金（※1）	1,311,543 △6,660		
	1,304,882	1,307,569	2,686
(4) 外国為替	6,760	6,760	－
資産計	1,908,908	1,911,595	2,686
(1) 預金	1,766,285	1,766,393	108
(2) 譲渡性預金	5,150	5,154	4
(3) 借入金	35,116	35,116	－
(4) 外国為替	6	6	－
(5) 社債	5,000	5,173	173
負債計	1,811,557	1,811,844	286
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(81)	(81)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(466)	(466)	－
デリバティブ取引計	(547)	(547)	－

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を発行体の信用状態を反映した金利で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類および内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、当連結会計年度より、当行で優遇金利の適用基準が変更になったことに伴い、一部の貸出金について、新規貸付を行った場合に想定される利率の見直しを行っております。これにより、貸出金の時価および差額がともに7,996百万円増加しております。

(4) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（１年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、および (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金および譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替のうち、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（１年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連では、金利スワップ取引、通貨関連では、通貨スワップ取引、為替予約取引等であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（２）有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 関連法人等株式（※１）	1,556
② 非上場株式（※１,２）	3,803
③ 組合出資金（※３）	158
合 計	5,518

(※１) 関連法人等株式および非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※２) 当連結会計年度において、非上場株式について、１百万円の償却処理を行っております。

(※３) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年 超
預け金	71,018	—	—	—	—	—
有価証券	51,562	111,344	73,984	59,804	98,736	10,289
その他有価証券のうち満期が あるもの	51,562	111,344	73,984	59,804	98,736	10,289
合 計	122,580	111,344	73,984	59,804	98,736	10,289

	1 年 以 内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年 超
貸出金 (※)	437,765	240,090	179,156	126,837	327,694
合 計	437,765	240,090	179,156	126,837	327,694

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない19,491百万円、期間の定めのないもの237,425百万円を含んでおります。

(注4) 社債、借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年 超
預金 (※)	1,617,647	94,567	54,070	—	—
譲渡性預金	5,150	—	—	—	—
借入金	35,116	—	—	—	—
社債	—	—	5,000	—	—
合 計	1,657,913	94,567	59,070	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1 年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券 (2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	36,342	15,905	20,436
	債 券	299,920	295,610	4,310
	国 債	149,737	147,182	2,554
	地方債	57,355	56,549	805
	社 債	92,827	91,877	949
	その他	78,802	72,125	6,676
	小 計	415,064	383,641	31,423
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,284	1,405	△121
	債 券	17,922	18,054	△132
	国 債	10,289	10,413	△124
	地方債	1,427	1,427	－
	社 債	6,206	6,214	△7
	その他	75,638	78,616	△2,977
	小 計	94,845	98,076	△3,231
合 計		509,910	481,718	28,191

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	2,589	1,054	135
債 券	5,848	184	－
国 債	5,178	182	－
社 債	670	2	－
その他	42,285	2,208	2,276
合 計	50,723	3,447	2,412

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のもの、および信用リスク(自己査定における債務者区分、外部格付等)に起因して時価が著しく下落したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額および科目名

営業経費 72百万円

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当行取締役（社外取締役を除く）7名 当行執行役員7名	当行取締役（社外取締役を除く）7名 当行執行役員7名	当行取締役（社外取締役を除く）8名 当行執行役員6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	当行普通株式 35,100株	当行普通株式 32,100株	当行普通株式 29,100株
付与日	2013年7月31日	2014年7月30日	2015年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2013年8月1日～2043年7月31日	2014年7月31日～2044年7月30日	2015年7月31日～2045年7月30日

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当行取締役（社外取締役を除く）8名 当行執行役員7名	当行取締役（社外取締役を除く）8名 当行執行役員9名	当行取締役（社外取締役を除く）7名 当行執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	当行普通株式 28,300株	当行普通株式 33,900株	当行普通株式 32,800株
付与日	2016年7月27日	2017年7月26日	2018年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2016年7月28日～2046年7月27日	2017年7月27日～2047年7月26日	2018年8月2日～2048年8月1日

（注）2016年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2016年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	－	－	－
付与	－	－	－
失効	－	－	－
権利確定	－	－	－
未確定残	－	－	－
権利確定後			
前連結会計年度末	19,900株	20,800株	20,600株
権利確定	－	－	－
権利行使	5,700株	5,400株	4,200株
失効	－	－	－
未行使残	14,200株	15,400株	16,400株

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	－	－	－
付与	－	－	32,800株
失効	－	－	－
権利確定	－	－	32,800株
未確定残	－	－	－
権利確定後			
前連結会計年度末	23,700株	33,900株	－
権利確定	－	－	32,800株
権利行使	4,200株	6,000株	－
失効	－	－	－
未行使残	19,500株	27,900株	32,800株

② 単価情報

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
権利行使価格（注1）	1円	1円	1円
行使時平均株価	2,306円	2,306円	2,306円
付与日における公正な評価単価（注2）	1,650円	1,710円	2,180円

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
権利行使価格（注1）	1円	1円	1円
行使時平均株価	2,306円	2,306円	－
付与日における公正な評価単価（注2）	2,190円	2,174円	2,178円

（注）1. 1株当たりに換算して記載しております。

2. 2016年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）を考慮し、1株当たりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2018年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値および見積方法

	2018年ストック・オプション
株価変動性（注1）	18.565%
予想残存期間（注2）	3.4年
予想配当（注3）	40円／株
無リスク利率（注4）	△0.105%

（注）1. 予想残存期間に対応する期間（2015年3月9日から2018年8月1日まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去10年間に在籍した役員の在任期間および退任時の年齢を基に各役員の退任時点を見積り、各役員の付与個数で加重平均する方法で見積もっております。

3. 2018年3月期の配当実績であります。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額 5,211円44銭

1 株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 160円50銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 159円62銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。